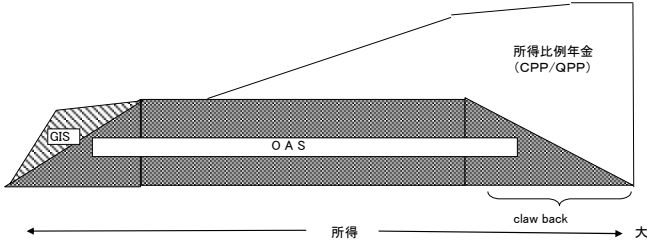


<p>国名</p>	<p>カナダ</p>
<p>年金制度の体系</p> <p>企業・個人年金</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p>	 <p>The diagram illustrates the structure of the Canadian pension system. It shows three main components: GIS (Government Income Supplement) for low-income earners, OAS (Old Age Security) for all seniors, and CPP/QPP (Canada Pension Plan/Quebec Pension Plan) for those with sufficient earnings. A 'claw back' mechanism is shown where CPP/QPP payments are reduced for high-income earners. The x-axis represents income level from '小' (small) to '大' (large).</p>
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1階（基礎年金；OAS）は税方式（◎全国民）。</li> <li>・ 2階（所得比例年金；CPP/QPP）は、18歳以上の所得がある者は強制加入（◎被用者、自営業者）。</li> </ul>
<p>保険料率</p>	<p>CPP/QPPの保険料率は、9.9%（被用者は労使折半）。</p>
<p>支給開始年齢</p>	<p>65歳。CPP老齢年金は、60歳からの繰り上げ受給と70歳までの繰り下げ受給が可能。</p>
<p>基本受給額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OAS年金：2009年現在、満額給付月額はCA\$516.96（約4万4千円。所得に応じて減額あり。）</li> <li>・ CPP老齢年金：2009年現在、最大給付月額CA\$908.75（約7万7千円）</li> </ul>
<p>給付の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OAS年金：居住年数に応じて満額給付月額の一定割合を毎月給付。</li> <li>・ CPP老齢年金：仕事をやめた年とその前4年間の保険料算定の基礎となった年間所得（調整あり）の平均×1/12×25%を毎月給付。</li> </ul>
<p>所得再分配</p>	<p>税方式である基礎年金部分（OAS）に所得再分配機能あり。</p>
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>OAS年金は税方式。CPP老齢年金は修正賦課（積立）方式。</p>
<p>国庫負担</p>	<p>基礎年金の財源全額。</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>2009年現在、OAS年金とGISを満額受給できた場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身受給者では月額CA\$1,169.5（約9万9千円）、</li> <li>・ 夫婦年金受給世帯では月額CA\$1,600.3（約13万6千円）。</li> </ul>
<p>無年金者への措置</p>	<p>年金制度の枠内では特になし（州及び準州の社会扶助がある）。</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>1階と2階の公的年金に加えて、企業年金として登録年金制度（Registered Pension Plans：RPPs）、個人年金として登録退職貯蓄制度（Registered Retirement Savings Plans：RRSPs）がある。</p>
<p>国民に対する個人年金情報の提供</p>	<p>HPにより個人情報閲覧可能。年金運用機関CPPIBの運営はタウンミーティングの開催、国民の信認度合いの計測などで透明性を確保。</p>

## カナダの年金制度

金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所社会保障  
応用分析研究部部長）

### (1) 制度の特色

カナダの公的年金制度は、2階建てである。その1階部分は人的資源能力開発省（Human Resources and Skills Development Canada）が原則として定額の給付を行う老齢所得保障（Old Age Security：OAS）プログラムである。2階部分は、社会保険方式で上限まで所得比例の給付を行うカナダ年金制度（Canada Pension Plan：CPP）及びケベック年金制度（Quebec Pension Plan：QPP）である。

カナダは歴史的に多くの移民を受け入れ民族のモザイクとも呼ばれる複合的な社会を形成してきたため、連邦政府は、地方自治を重んじる連邦財政主義を採る一方、社会的統合の方法として州政府の財源に連邦政府の財政補助を合わせることによって、普遍的なセーフティネットを提供している。医療については州ごとに税財源による健康保険制度がある。年金制度については、OASプログラムは税財源で賄われ、CPPにも連邦政府の財政補助が行われている。OASには年金給付の払戻し税制度（後述）があり、またCPP老齢年金の給付に上限があるなど、再分配的な配慮が見られる。

2006年の国勢調査によれば、カナダの人口は3,240万人で、最も人口の多い州はオンタリオ州（人口1,254万人）、次に人口の多い州がケベック州（759万人）である。カナダの高齢化率（65歳以上人口割合）は2000年で12.6%であったが、2050年には25.7%に上昇することが予測されている。そのため、CPPは、1997年の年金改革に基づいて、1998年に財政方式を賦課方式から部分的な積立方式に変更し、保険料に相当する社会保障税（payroll tax）の税率は2003年以降9.9%（労使折半）で推移している。

### (2) 沿革

1927年にOld Age Pensions Actが成立し、OASプログラム（以下、OASと略記）が創設された（ミーンズテストあり）。

1951年にOld Age Security Actが成立し（施行は1952年）、OASはミーンズテストのない普遍的給付になり、財源はすべて連邦政府の一般財源になった。

1965年にOASの支給開始年齢が引き下げられて65歳になるとともに、CPPとQPPが創設された（施行は1966年）。

1967年に、OASの一部として補足所得保障（Guaranteed Income Supplement：GIS）が創設された。

1968年にOAS年金に年間スライド率の上限を2%とする物価スライド制が、1972年には上限なしの物価スライド制が、1973年には4半期ごとの物価スライド制が導入された。

1975年に、OASの一部として配偶者手当（Spouse's Allowance：SPA. 現在の手当（Allowance））が創設され、1985年には寡婦（鰥夫）配偶者手当（Widowed Spouse's Allowance. 現在の遺族手当（Allowance for the survivor））も創設された。

1987年にCPP老齢年金の60歳からの繰り上げ受給等が可能になった。

1989年に、OAS年金以外の所得が規定所得を超える高所得者がOAS年金の一部又は全部を払い戻す、払戻し税（又は回収税。通称クローバック）制度が導入された。

1997年に、CPP老齢年金の財政方式が賦課方式から部分的な積立方式に変更された（施行は1998年）。保険料に相当するCPPの社会保障税の税率は6%となった。

2000年に、OASとCPPの適用が同性の慣習法上のパートナーに拡大された。

2003年に、部分的な積立方式で2075年までの積立度合いが30%となるように保険料率が9.9%に引き上げられ、以後この水準に固定されている。

### (3) 制度体系の概要

カナダの老後の所得保障制度は3階からなり、1階と2階が公的年金制度を構成する。3階は、私的年金と貯蓄である。

#### ① 1階～老齢所得保障（OAS）プログラム

税財源による連邦政府のプログラムで、基礎年金のOAS年金のほか、GIS等の付加給付がある。OAS

年金の給付は課税されるが、GIS、手当及び遺族手当は非課税である。

(a)OAS年金

18歳以降10年以上カナダに居住した65歳以上の者に毎月給付される（国外に居住してOAS年金の受給を希望する場合の居住要件は20年）。受給申請時（国外に居住してOAS年金の受給を希望する場合はカナダ出国時）にカナダ国籍を有するか、合法的にカナダに居住していたことが必要。

(b)補足所得保障（GIS）

カナダ在住の低所得者にOAS年金に付加して毎月給付される。OAS年金の受給者であり、所得が一定水準未満であることが必要（世帯単位のインカムテストあり）。

(c)手当（Allowance）等

OAS年金及びGISの受給者又は受給資格者の配偶者等（慣習法上のパートナーを含む。以下同じ）で、18歳以降10年以上カナダに居住した60歳から64歳までの者に毎月給付される（世帯単位のインカムテストあり）。この他、遺族手当（Allowance for the survivor）がある。

② 2階～カナダ年金制度（CPP）及びケベック年金制度（QPP）

CPPは、上限まで所得比例の給付を行う強制拠出制の社会保険プログラムである。保険料率（payroll taxの税率）は2003年以降9.9%に固定されている。被用者は労使折半で、CA\$3,500～CA\$43,700の間の雇用者所得に対して4.95%の保険料率が適用される（納付額の上限はCA\$1,989.9）。自営業者等は課税所得の9.9%相当額を納付する。給付には、老齢年金、障害給付及び遺族給付（死亡給付、遺族年金及び児童給付を含む。）の3つがあり、課税される。ケベック州で働く被用者及びケベック州在住の自営業者はQPPに加入しなければならないが、CPPとQPPは通算を行っており、給付内容はほぼ同じである。

2006年のカナダ国勢調査によれば、カナダの高齢者（65歳以上）人口は444万人（高齢化率は13.7%）であり、CPPとQPPの総受給者数は442万人（2006年）となっており、ほぼ皆年金が達成されている。

③ 3階～登録年金制度（Registered Pension

Plans:RPPs)及び登録退職貯蓄制度（Registered Retirement Savings Plans:RRSPs)

私的年金には、被用者の約40%が加入する企業年金のRPPsと、個人年金のRRSPsなどがある。いずれも給付時には課税されるが、拠出時と運用時は非課税である。

(4) 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

OAS年金は、18歳以降通算40年以上カナダに在住した場合などに満額受給できる。2009年現在のOAS年金の満額給付月額、CA\$516.96（約4万4千円）。2009年12月の為替レート：CA\$1=85.2円で計算。以下同じ）。18歳以降の居住期間が10年以上40年未満の場合には、居住年数1年ごとに満額給付の1/40の部分給付を受けることができる。

OAS年金以外の所得がCA\$64,718（2008年）（約551万円）以上の高所得者は、超過額の15%を払い戻さねばならない。この制度は払戻し税制度（a clawback）と呼ばれ、その影響を受ける者は全OAS年金受給者の約5%、OAS年金全額を払い戻さなければならない者（OAS年金以外の所得がCA\$104,902（約894万円）以上の者）は約2%だとされる（2006年）。

CPP老齢年金は、1年以上保険料を納付した原則として65歳以上の者に、保険料納付額と納付期間に応じて毎月給付される。CPP老齢年金は、被保険者が仕事をやめた年とその前4年間の保険料算定の基礎となった年間所得（年間基礎控除（Year's Basic Exemption:YBE）前のもの。年間最高年金所得（Year's Maximum Pensionable Earnings:YMPE.労働者の平均賃金とほぼ同じ）等による調整を行う）の平均×1/12×25%で算定される。2009年現在のCPP老齢年金の満額給付月額はCA\$908.75（約9万7千円）、2009年におけるCPP老齢年金の平均給付月額はCA\$501.3（約4万2千円）である。

OASプログラムの給付は、年4回、物価スライドされる。OAS年金は、消費者物価指数に基づく生活費が下がっても減額されない。死亡給付を除くすべてのCPP給付は、毎年1月に物価スライドされる。

支給開始年齢は、OAS年金もCPP老齢年金も65

歳である。CPP老齢年金は、60歳からの繰り上げ受給（1月繰り上げるごとに65歳時の受給額から0.5%減額）と70歳までの繰り下げ受給（1月繰り下げること65歳時の受給額に0.5%増額）が可能である。

#### (5) 負担, 財源

OASプログラムの財源は連邦政府の一般財源（税財源）である。CPPの財源は保険料収入（payroll taxによる収入）と積立金の運用収益である。CPP老齢年金の保険料は、所得 $\leq$ YMPEの場合、（所得 $-$ YBE） $\times$ 保険料率、所得 $>$ YMPEの場合、（YMPE $-$ YBE） $\times$ 保険料率で算定する。1997年の改正により、YBEはCA\$3,500（約39万2千円）とされ、以後この水準が保たれている。他方、YMPEは改訂され、2009年現在、CA\$47,200（約40万2千円）となっている。CPPの保険料率は、1997年の賦課方式から部分積立方式に移行する改革で6%とされ、2003年に9.9%（被用者は労使折半）となり、以後この水準で固定されている。

#### (6) 財政方式, 積立金の管理運用

CPPの老齢年金の財政方式は、高齢化の進展が予測され（2050年の高齢化率は25.7%）、また賦課方式が有利となる経済の前提条件（実質賃金上昇率 $>$ 実質金利）が必ずしも成り立たない国民経済の不確実性が増したことから、1997年に賦課方式から部分的な積立方式に変更され、5年分の積立金を有するようになった（それまでの積立金は2年分）。1997年以前、CPPの積立金の運用は市場性のない償還期間20年の州政府債券で行われていたが、1997年にカナダ年金投資委員会（Canada Pension Plan Investment Board: CPPIB）が設立され、分散投資が行われるようになった。2009年9月現在、CPPの積立金は約CA\$1,240億（約10兆5,000億円）で、CPPIBの積立金資産運用のポートフォリオ（括弧内は資産構成割合）は、公債（44.6%）、株式（11.2%）、名目固定収入（30.7%）、物価変動債券（3.1%）、不動産等（10.4%）となっている。

#### (7) 制度の企画・運営体制

OASプログラムの運営は、カナダ社会開発省の所得保障プログラム部門が、州及び準州ごとに設置された地域事務所を通して行う。CPPの保険料納付情報は、カナダ国税庁が提供する。CPP老齢年金の積立金の運用は、独立の法人であるCPPIBが行っている。

#### (8) 最近の動向

##### ①低所得高齢者への給付増額

連邦議会は、低所得の年金生活者の生活水準の引き上げなどのため、2006年1月と2007年1月の2段階でGISを増額する立法を行った。

##### ②日本カナダ社会保障協定の承認と関連法の成立

日本とカナダ間の労働移動の増加に伴い、両国企業それぞれの相手国で働く被用者の年金保険料の二重負担及び掛け捨てに係わる問題を解決するために、両国の年金制度の通算を図る日本カナダ社会保障協定が2006年5月に承認された。これに基づき2006年6月に「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が可決され、2007年に上記協定が発効した。

ただし、この日・カナダ協定はOASとCPPを対象としており、QPPは対象となっていない。またCPPもOASも国民年金の加入期間を通算することはできるが、OASは税方式のため日本の国民年金とは通算することができない。日本の年金制度との間で適用調整と加入期間の通算とができるのは、社会保険方式のCPPのみである。

このような年金財源の違いとケベックの特殊性により、日本とカナダの間でいくつかの制約があるものの、この日・カナダ協定によって、日本とカナダのいずれで働いた場合でも、年金受給のために必要な加入期間は、日本とカナダの年金制度（QPPを除く）それぞれの加入期間を制度ごとに通算すること、また年金額は両国それぞれの加入期間に応じた額とすることが可能になった。

＜OASプログラム・CPP老齢年金・QPP年金の受給の概況＞

給付の種類	受給者の種別	満額給付月額 (2009)	給付打ち切り年間所得(2009)	平均給付月額 (2009)	受給者概数 (2008)	総額概数 (2008年)	
1 階 部 分	OAS 年金	CA \$ 516.96 (約 4 万 4 千円)	なし (給付以外の所得が基準額以上の場合15%が減額される：Clawback制度)	CA \$ 489.53 (約 4 万 2 千円)	447.8(万人)	CA \$ 259億	
	GIS	単身者(a)	CA \$ 652.51 (約 5 万 6 千円)	CA \$ 15,096(約 128万 6 千円)	CA \$ 447.7 (約 3 万 8 千円)	総数：158.4 (万人)  <内訳> (a)95.5(万人) (b)46.2(万人) (c)8.2(万人) (d)6.2(万人)	総額： CA \$ 74億
		年金受給者の配偶者等(b)	CA \$ 430.9 (約 3 万 7 千円)	CA \$ 19,920(約 169万 7 千円)	CA \$ 278.26 (約 2 万 4 千円)		
		非年金受給者の配偶者等(c)	CA \$ 652.51 (約 5 万 2 千円)	CA \$ 36,192(約 308万 4 千円)	CA \$ 428.12 (約 3 万 6 千円)		
		手当受給者の配偶者等(d)	CA \$ 430.9 (約 7 万 7 千円)	CA \$ 36,192(約 308万 4 千円)	CA \$ 366.88 (約 3 万 1 千円)		
2 階 部 分	CPP	老齢：	CA \$ 908.75 (約 7 万 7 千円)	なし	CA \$ 501.32 (約 4 万 3 千円)	367.1(万人)	CA \$ 207億
		遺族：				総数：101.9 (万人)	CA \$ 38億
		65歳未満	CA \$ 506.38 (約 4 万 3 千円)		CA \$ 366.69 (約 3 万 1 千円)	24(万人)	
		65歳以上	CA \$ 545.25 (約 4 万 6 千円)		CA \$ 298.52 (約 2 万 5 千円)	77.9(万人)	
	障害：	CA \$ 1,105.99 (約 9 万 4 千円)		CA \$ 857.6 (約 7 万 3 千円)	31.5(万人)	CA \$ 34億	
	QPP	老齢：		なし		130(万人)	CA \$ 66億
		遺族： 65歳未満	CPPと同様		CPPと同様	総数：34.4 (万人)	CA \$ 15億
65歳以上 障害：					6.9(万人)	CA \$ 7億	

Human Resources and Skills Development Canadaホームページ (www.hrsdc.gc.ca) 等を参照し筆者作成  
注：数値は四捨五入されているため、合計と総数が一致しない場合がある。